

第1章 総 則

(名称)

- 第 1 条 当法人は、一般社団法人愛媛県精神保健福祉士会と称する。
- 2 当法人の英語による表記は「Ehime-Prefecture Association of Psychiatric Social Workers」と称し、略称を「E A P S W」とする。

(主たる事務所等)

- 第 2 条 当法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。
- 2 当法人は、理事会の議決により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

- 第 3 条 当法人は、精神保健福祉士の資質及び社会的地位の向上を図るとともに、精神保健福祉士に関する普及啓発等の事業を行い、精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進めることにより、愛媛県民の精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 精神障害者等の精神保健福祉の援助を必要とする愛媛県民の生活と権利の擁護に関する事業
 - (2) 精神保健福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業
 - (3) 精神保健福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
 - (4) 精神保健福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関する事業
 - (5) 精神保健福祉及び精神保健福祉士に関する調査研究に関する事業
 - (6) 国内外の社会福祉の発展に寄与するための普及啓発活動及び社会福祉その他の専門職団体等との連携に関する事業
 - (7) 精神医療・保健・福祉・労働・教育等の領域において所属する機関及び団体並びにそのサービスの機能や質の向上、並びにその評価に関する事業
 - (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

- 第 5 条 当法人の公告は、電子公告により行う。[http : //www.ehime-psw.com](http://www.ehime-psw.com)
- ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をする事ができない場合は、官報に掲載する方法又は当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

- 第 6 条 当法人は、社員総会及び、理事の他、理事会及び、常任理事会、監事を置く。

第2章 会 員

(種別)

- 第 7 条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法

人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正 会 員 精神保健福祉士法（以下「精保士法」という。）第28条の規定に

より精神保健福祉士として現に登録されている者であり、かつ、
社団法人日本精神保健福祉士協会の会員であつて、愛媛県内に
住所又は勤務先を有し、当法人の目的に賛同して入会した者

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第 8 条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 9 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(任意退会)

第11条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項にかかわらず、次の場合は理事会の承認を得なければ退会することができない。

(1) 苦情を申立てられ、または理事会等で会員としての身分について審議中の者

(2) 成年後見人、任意後見人、成年後見監督人、任意後見監督人を受任中の者

(3) その他会長が退会を認めることが不適当と判断する者

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他当法人の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき

(2) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は所属団体が消滅したとき

- (4) 精神保健福祉士法第32条第1項又は第2項、第33条により、精神保健福祉士としての登録を取り消され又は消除されたとき
- (5) 社団法人日本精神保健福祉士会の会員資格を喪失したとき
- (6) 総正会員が同意したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 正会員が前13条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
- 3 資格を喪失した正会員は、一般法人法上の当法人の社員としての地位を失う。

第3章 社員総会

(種類)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第16条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員に1名につき1個とする。

(権限)

第17条 社員総会は次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散、合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第18条 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位に従い副会長がこれを招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除

き、その招集手続きを省略することができる。

- 2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して書面で招集通知を発するものとする。
- 3 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決、報告の省略)

第23条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名押印又は記名押印して、社員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(社員総会規則)

第25条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規程による。

第4章 役員

(役員の設定等)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、6名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 会長、副会長、常任理事は、理事の中からそれぞれ理事会において理事の過半数をもって選定する。

3 役員の選任に関する事項は、規程で定める。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 法令で定める他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常任理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務・権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第31条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び、監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる
- 3 前2項に関連し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事会で別に定める。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会規則によるものとする。

(責任免除)

第34条 当法人は、役員一般の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第34条の責任の免除

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集をしたとき

(招集)

第38条 理事会は、会長がこれを招集し、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除き、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 会長に事故等による支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、その理事会において、出席理事の中から選出する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項に係わらず、会長及び業務執行理事は、3ヶ月に一回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故等による支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第6章 常任理事会

(構成)

第45条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。

(権限)

第46条 常任理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 理事会から委任された事項の決定

(2) 緊急に処理すべき事項の決定

(開催及び召集)

第47条 常任理事会は、次の場合開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 常任理事の3分の1以上から招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を常任理事会の日とする常任理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした常任理事が招集したとき

(議長)

第48条 常任理事会の議長は、その常任理事会において、出席理事の中から選出する。

(決議)

第49条 常任理事会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる常任理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第50条 常任理事が、常任理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる常任理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の常任理事会の決議があったものとする。

(報告)

第51条 常任理事が常任理事の全員に対し、常任理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を常任理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第52条 常任理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表常任理事（代表常任理事に事故等による支障があるときは出席常任理事）がこれに署名又は記名押印し、常任理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(常任理事会規則)

第53条 常任理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、常任理事会において定める常任理事会規程による。

第7章 基金

(基金の拠出)

第54条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第55条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が別に定める「基金取扱い規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第56条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱い規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続き)

第57条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲で行うものとする。

(代替基金の積立)

第58条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 計算

(事業年度)

第59条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第60条 当法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第61条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の規定により報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類の他、次の書類を、社員総会の日から主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動報告の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第62条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決をもって変更することができる。

(解散)

第63条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第64条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる

法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第 65 条 当法人に、若干名の顧問及び相談役を置くことができる

2 顧問及び相談役は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び相談役の職務)

第 66 条 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 67 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局は、社団法人日本精神保健福祉士協会の支部事務局の業務も兼ねる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 68 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 69 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第 13 章 附則

(委任)

第 70 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第 71 条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利

益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第72条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第73条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事	丸田 一郎
設立時理事	住友 裕美
設立時理事	法野 美和
設立時理事	島内 美月
設立時理事	岡本 紀子
設立時理事	福田 祐子
設立時理事	野村 誠
設立時理事	谷本 圭吾
設立時理事	安本 昌代
設立時理事	吉良 督子
設立時理事	日浅 寿美
設立時理事	高須賀 数磨
設立時理事	檜垣 裕子
設立時理事	井上 早織
設立時理事	越智 敏行
設立時理事	清家 斉
設立時理事	菊地 健
設立時理事	越智 悠介
設立時理事	内藤 真治
設立時代表理事	丸田 一郎
設立時監事	鷹尾 雅裕
設立時監事	渡邊 佳子

(設立時社員の住所、氏名)

第74条 設立時社員の住所、氏名は次のとおりである。

愛媛県松山市湯の山六丁目8番地11

設立時社員 丸田 一郎

愛媛県新居浜市上泉町10番19号

設立時社員 住友 裕美

愛媛県松山市森松町523番地5エル・スールM405号

設立時社員 法野 美和

愛媛県宇和島市大浦甲198番地4

設立時社員 島内 美月

愛媛県松山市市坪南一丁目8番6号

設立時社員 岡本 紀子

愛媛県松山市東野一丁目1番37号

設立時社員 福田 祐子

愛媛県四国中央市土居町野田甲1273番地2

設立時社員 野村 誠

愛媛県松山市白水台一丁目6番地4

設立時社員 谷本 圭吾

愛媛県伊予市灘町266番地1

設立時社員 安本 昌代

(法令の準拠)

第75条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人愛媛県精神保健福祉士会を設立のため、設立時社員丸田一郎外8名の定款作成代理人である司法書士木原道雄は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成 年 月 日

設立時社員 丸田 一郎

設立時社員 住友 裕美

設立時社員 法野 美和

設立時社員 島内 美月

設立時社員 岡本 紀子

設立時社員 福田 裕子

設立時社員 野村 誠

設立時社員 谷本 圭吾

設立時社員 安本 昌代

上記発起人9名の定款作成代理人

愛媛県松山市下伊台町5-2-6番地4-2

司法書士 木原道雄